

稲城市剣道連盟慶弔費等に関する規程

平成04年4月1日施行
平成18年2月5日改定
平成31年4月7日改定

(趣旨)

第1条 この規程は、連盟運営の遂行上必要な慶弔費等の支出について必要な事項を定めるものとする。

(慶弔費等の種類)

第2条 慶弔費等の種類は、原則として次のとおりとする。

慶弔費等の種類	対 象	金 額 等
結婚祝	会員本人（在籍3年未満）	祝電
	会員本人（在籍3年以上）	10,000円及び祝電
昇段祝	六段 会員本人（在籍3年以上）	10,000円
	七段 会員本人（在籍3年以上）	20,000円
	八段 会員本人（在籍3年以上）	別に定める。
死亡弔慰金	会員本人	10,000円及び、生花又は花環
	会員本人の配偶者、直系一親等親族（両親、子）	10,000円及び、弔電
	上部、友誼団体の三役本人	10,000円又は、弔電
疾病見舞金	会員本人（入院7日以上）	5,000円

※在籍年数は、現在までの継続在籍年数とする。

※連盟への1年以内の申告によるものまでとする。

(支払の決定)

第3条 前条の慶弔費等の支出は、理事長、副理事長、会長及び副会長の協議によって決定するものとする。前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは理事長が決定し、かつ、支出することができるものとする。

- (1) 毎年開催される大会等で従来より支出しており、その目的及び額が適正なもの
- (2) 緊急に支出を要するもので、前項に規定する協議をする時間が無いとき

(報告)

第4条 理事長は、慶弔費等を支出した際は、慶弔費等支出報告書（様式）を作成し、次の理事会においてこれを報告しなければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成31年4月7日改定し、同日より施行する。

様式（第4条関係）

慶弔費等支出報告書

慶弔費等の種類 (○印をつける)		区 分	備 考
	結婚祝	(結婚年月日) 年 月 日	1万円、祝電
	昇段祝	(段位) 段	六段 1万円、七段 2万円
	死亡弔慰金	(会員氏名) (続柄) の	本人 1万円、生花又は花環 その他 1万円、弔電
	死亡弔慰金	(上部友誼団体) (役職) の	1万円、又は、弔電
	疾病見舞金	会員本人 (入院7日以上)	5千円
支 出 日		平成 年 月 日 ()	
対象者氏名			
特記事項			

上記のとおり報告する。

平成 年 月 日

稲城市剣道連盟理事長

印